

床次の小選挙区制法案と議事妨害

前田英昭

はじめに

- 一 小選挙区制法案提出の経過
- 二 小選挙区制法案の審議経過
- 三 議事妨害を支える条件
むすび

はじめに

選挙法の改正は血の雨が降ると言われる。昭和四年、床次竹二郎が第五十六回議会に提出した衆議院議員選挙法中改正法律案（いわゆる小選挙区制法案）もその例外ではない。このとき、野党は、法案阻止のため、戦前において

「最も組織的・計画的⁽¹⁾」な議事妨害を行い、大混乱の末に法案を廃案にし、所期の目的を達した。その経過は、政府与野党の対立の中�行われる議会における審議とはどのようなものであるべきかを考えるために欠かせない多くの問題を提起した。そこで、議会運営を考える一つのケーススターデイとして、床次提出の小選挙区制法案が審議未了・廃案に至る経過を取り上げることにする。

一 小選挙区制法案提出の経過

昭和三年の第一回普選は、中選挙区制を内容とする衆議院議員選挙法に基づいて行われ、与党・政友会と野党・民政党との政権を争う戦いとなつた。選挙の結果、政友会は二一七人を当選させ、民政党二一六人（無産党八、実業同志会四、革新党三、中立その他八）に対してわずか一議席差で辛うじて政権を維持することができたが、過半数（三四人）を獲得できず、田中義一政友会内閣は、政局安定策のため多数派工作に出ざるを得なかつた。この多数派工作に呼応して、床次竹二郎は民政党を脱党して民政党の一部その他を率いて新党俱楽部を結成した。新党結成は、田中と床次の思惑の一致によるものである。田中は、新党俱楽部と提携すれば、衆議院において優に過半数を制し、議会乗り切りが容易だと踏んだし、床次は、当面は田中内閣に対して是々非々で臨み、いすれば田中にかわつて政権をねらえると踏んだ。こうして生まれた新たな政党状況の中で迎えた普選後初の通常議会（第五十六回）において、床次は、会期末に突如、政友会及び新党俱楽部所属の議員十九人の賛成を得て、小選挙区制法案を提出した。議員の利害及び政党の消長に直接かかわる法案が会期末に突如提出されたため、与野党の対立は一気に尖鋭化した。

法案の要旨は、(1)人口十二万七千人を標準とし、定員一区一人を原則とする。(2)大都市その他特別の場合は、一

区三人までは例外として認める。(3)独立選挙区とすることができない小都市は、隣接郡部を併合して一選挙区とする。(4)大都市にして定員三人以上の人団ある場合は、これを二区に分ける。(5)選挙区の数は三一二区とし現行より一九〇区増加する。一人区は一七八、二人区一〇一、三人区三二一とする。(6)定数は現行四六六より一一人増加する。

(7)選挙区において一人でも欠員を生じた場合は、直ちに補欠選挙を行う。

提案の理由書には、「現行衆議院議員選挙法は選挙区制においてはいわゆる中選挙区の主義を採用したるものその実施上の成績に鑑み当初の目的に副はざるものあり且つ補欠選挙の方法においてすこぶる欠くるところありこれ本案を提出する所以なり」とあつたが、眞の理由は別のところにあることが後の審議の過程で明らかになる⁽³⁾。

床次は、明治二十三年東京帝国大学政治学科卒、大蔵省書記官、県知事、内務省地方局長、内務次官、鉄道院總裁などを経て、原内閣の内務大臣兼鉄道院總裁、高橋内閣の内務大臣を歴任した。また、床次は、政友会總務から、大正十三年に政友会を出て政友本党を組織してその總裁に就任、次いで昭和二年に憲政会と合同して民政党を組織してその顧問に就任、次いで昭和三年に民政党を出て新党俱楽部を組織してその總裁に就任した。後に床次は政友会に復党する。その去就はすべて総理大臣への近道として彼自身が選んだものとされている。

- (1) 美濃部達吉「現代憲政評論」三四三頁
- (2) 衆議院、參議院「議会制度百年史」(院内会派編)
- (3) 『浜口雄幸伝』には「政権を求めて、昨日は西し今日は東することを常套とする床次氏のことであるから、表面の理由など深く追求する必要はない」とある。(前田蓮山「床次竹一郎伝」九六九頁)

二 小選挙区制法案の審議経過

三月九日

昭和四年三月九日の衆議院本会議を前にした午前中、当日の議事を協議した各派交渉会で、政友会及び新党俱楽部の議員は、日程を変更する動議を提出して共同提案にかかる小選挙区制法案を緊急上程するよう主張し、民政党議員は、小選挙区制法案を審議引き延ばしによつて廃案にすべく、小選挙区制法案の緊急上程に反対した。両者の主張は真向から対立し、互いに譲らず、各派交渉会は決裂した。その決着はすべて議場に持ち越された。

提出された法案は、議事日程に載せられ、読会制ルールに従つて、本会議において提案者から提案の趣旨弁明を聞き、法案の原則を承認した上で委員会審査に付され、さらに本会議で委員長の審査報告を聞いてからもう一度審議され、議決される運びとなる。

民政党は、政友会と新党俱楽部の党利党略性を暴露し、徹底的な論戦を挑んで法案の引き延ばしによりこれを阻止しようと、齊藤隆夫を初め三十餘人を提案者と政府に質疑させる作戦を立てた。無産党も、小選挙区制への還元による無産党の締め出しを阻止するため、全議員が質疑する作戦を立てた。これに対して、政友会と新党俱楽部は、野党の議事進行を妨害する質疑がある程度のところで打ち切つて、一気に委員会に法案を付託し早期成立を目指す作戦を立てた。

午後一時二十四分、元田肇議長が本会議の開会を宣告すると、原惣兵衛（政友会）は日程を変更して日程第五十一小選挙区制法案を議題として直ちに審議すべしとする緊急動議を提出し、衆議院は、起立と記名採決とによりこれ

を可決し、緊急上程された小選挙区制法案（床次竹二郎外十九名提出）の第一読会において提案者からその趣旨弁明を聞こうとしたところ、民政党から法案撤回の動議が提出されたが、議長はかまわず、提案者の床次竹二郎の名を呼び、趣旨弁明を促した。床次が登壇すると、政友、民政両党の何人かは、壇上に駆け上がって、押し合いへし合ひ、床次は立ち往生したまま発言できず、議場騒擾のため、議長は休憩を宣した。

二時十五分再開。議長は床次に発言を許すべく指名すると、民政党と無産党的議員はどつと壇上に駆け上がり一斉に、法案撤回の動議を先決問題として小選挙区制法案より先に取り上げるよう議長に詰め寄った。議長は、小選挙区制法案を議題とする緊急動議が可決されたことを理由に撤回動議を受けつけなかつた。壇上では政友会議員と民政党議員との間に小ぜり合いが始まつた。その間に、工藤鉄男（民政党）は藤井達也（政友会）を暴力を振るつたとして懲罰委員に付するの動議を提出した。これに対抗して、原惣兵衛（政友会）は工藤を同じ理由で懲罰委員に付するの動議を提出した。議長は床次に降壇を命じ、工藤と原にそれぞれ趣旨弁明を求めた。懲罰動議は先決問題であり、懲罰の対象にされた議員は一身上の弁明の機会を与えられる。工藤は長々と弁明し、藤井は一身上の弁明を行つた。議長が懲罰動議を起立により採決を行うと、異議の申し立てがあり、採決は記名投票とされた。記名投票中、民政党から、議場閉鎖の際に入場しようとした民政党議員が閉鎖のために押し出されたとの抗議があり、議長は投票の無効を宣して、投票をやり直した。工藤の動議は否決された。原は、工藤懲罰動議の趣旨弁明をするに際して、「本案を委員に付託するまで本案の趣旨弁明、委員付託の動議、質疑もしくは討論終局の動議の外、一切の動議、議事進行の発言、身上の弁明を許さず」との動議をあわせて提出した。数の論理に従い、原提出の工藤懲罰動議は、記名投票の結果、可決された。民政党は、先決動議である議長不信任案を提出した。

記名投票に当たつて、民政党は、新戦術として「牛歩」戦術を案出した。氏名点呼を受けると、民政党議員は、「一人一人一步一歩ゆるゆると葬列のような格好で、まるで病牛が屠所に引かれていくかのような調子で登壇して投票した」。一回の記名投票は一時間以上もかかり、議事引き延ばしに役立つた。⁽⁴⁾

動議合戦のあと、民政党は、原が発言の停止動議を提出したこと、及び、議長が法案撤回と議長不信任案の二先決動議を無視してほかの動議を詰つたことをルール違反も甚だしいと抗議すると、壇上で憤慨した民政党議員と政友会議員間において乱闘が始まつた。議長は、騒擾を制止しようと議長席周辺の議員に降壇を命ずるが効き目なく、五時十五分、与野党議員による大乱闘の中で休憩を宣した。

休憩後の各派交渉会では次の議論がなされた。（三月十日東京朝日新聞）

松田源治（民政） 議長不信任案は議院の構成に関する事であり、先例によれば、すべての議事に優先する。しかし議長は原の動議を取り上げて採決するとはけしからぬ。

議長 原の動議はすべての動議を提出すべからずというのであるから、これを先にし、議長不信任案は他の適当な機会に上程する考え方であつた。

宮古啓三郎（政友） 原の動議が成立した上は議長不信任案といえども提出すべきではない。

野田文一郎（民政） 議院規則によれば、議員発言中は懲罰動議以外は一切の動議の提出ができないことになつてゐる。しかるに原は懲罰以外の動議を床次発言中に提出し、議長がこれを採用したのはいかなる理由か。不合理千万である。

原惣兵衛（政友） 議院は法律を制定する機関だから、院議があればいかなることもできる。

本会議再開を前にして、議長は、演壇下に守衛十数人を整列させて人垣をつくり無断で登壇する者を阻もうとした。九時二十五分に再開後、民政党は議長の阻止策に怒って議長席目がけて殺到すれば、政友会も負けてはならずとこれに従い、大混乱⁽⁶⁾がまた始まつた。議長は振鈴を鳴らしたが効き目なく、九時二十八分、衆議院は散会した。与野党の対立と乱闘の八時間の中で、床次は一言も趣旨弁明ができなかつた。

政友会は混乱の原因を民政党に帰し、民政党議員三十五人の懲罰動議を提出した。民政党は、これにより、三十五人一人一人発言の機会ができ、議事引き延ばしに好都合と喜ぶと同時に、これに対抗して、政友会議員の懲罰動議を提出した。

三月十一日

翌十日は日曜日、この日も審議せよとの政友会の主張は通らず、十一日（月曜日）に会議は午後一時十五分開会、直ちに休憩して各派で協議に入つた。乱闘への反省から、これ以上の混乱を避けるため、前回までに提出され、まだ議題にならない懲罰動議、決議案、議事進行に関する動議その他一切をそれぞれ提出者から撤回もしくは取消の申し出をさせ、議長はこれをいずれも許可し、混乱前の状態に戻すこととし、今後議事妨害をしないことで与野党合意した。五時十五分再開し、議事は与野党合意に基づいて正常に進められた。まず、持ち越しとなつていた床次の小選挙区制法案の趣旨弁明が、第一読会（続）においてようやく行われ、ついで尾崎行雄の議事進行に関する発言と、斎藤隆夫（民政党）の質疑があつた後、明日、質疑を続行することにして、十時二分散会した。

斎藤の質疑に入ったところで、元田議長は清瀬一郎副議長と交代した。質疑中、与党議員から定足数を欠いたとの注意があり、副議長は、出席者を計算させ、定足数を満たしていることを確認して質疑を続行させた。この定足

数確認も議事妨害のための野党の作戦である。

床次の提案理由は次のとおり。

改正の趣旨は、中選挙区制を小選挙区制に改めること、及び、欠員を生じた場合は必ず補欠選挙を実施することにある。選挙区制と投票方法に関しては学者や実務家の間で議論が幾多繰り返されているが、どの制度にも一利一害は免れない。小選挙区制に還元する理由は四つある。

一 選挙費用を節減し政界の革正を期したい。普選の実施に伴い、有権者の選挙に対する観念を一変し選挙費用の減少を来すことが、普選に対する我々の期待の一つであつた。しかるに昨年の総選挙の実験の結果では、遺憾ながら、この期待は全く裏切られた。有権者数の増加と選挙区制の拡大により、所要の選挙費用が著しく増加したことは顕著な事実で、この最大欠点は多額の選挙費用にあることは言うまでもない。その結果として政界の腐敗汚濁を來したので、その根源を矯正するにあらざれば、公明な政治を発達せしむることはほとんど不可能と言わなければならぬ。ゆえに現状のままにしておいては選挙の公正も政党の改善発達もまた政治の向上進展も、これがために阻害せられ、憲政有終の美をなすこと甚だ困難だと考える。現行法は選挙費用を限定しているけれども、實際は一つの空文に終わつて巨額の運動費を要しているのが事実である。ゆえに小選挙区に改めるならば、その費用を節約せしむることができるのである。今の中選挙区制は政見を全選挙区に徹底せしむることができない。それがため煩雜な運動方法を必要として、結局、運動費の増加を来すのである。すなわち小選挙区制に改めようとする目的の一つは、これによつて選挙費用の減少を図り政治の浄化を來さんとするものである。

二 政界の空氣を穩健にし、まじめな基礎の上に政治の發達を図りたい。現行中選挙区制においては区域広過ぎ有

権者多きに失し候補者と有権者との関係が密接でないという弊害が見られる。候補者の政見政策を選挙区の有権者に理解せしむることは困難である。この制度においてはいかがわしき候補者の一時的または煽動的な宣伝に惑わされ人物の選択を誤るの危険が多いのである。これを小選挙区制に改めれば、選挙民の周密な監視があるから、おのずから責任観念が強くなり、政治道徳が尊重されることになる。その結果、穩健着実な人物の当選を可能ならしめ、その基礎の上に立憲政治を運用するならば、ここに初めて堅実な政治の発達を期待することができるのである。

三 政局の安定を図り国策の遂行を期し、もつて思想、経済の動搖を防ぎたい。最近、わが国情は著しく政局の安定を欠き国政挙がらず、思想、政治、経済の各方面にわたり不安を感じ憂うべきものがある。これがために前議会においては国難決議を見るに至った次第である。政局不安の結果として、政争ますます激烈に向かうのおそれがあるのである。この状態においてはいずれの内閣でも安んじて国家的経営建設に当たることのできないのはやむを得ないところである。この場合に政党勢力を確立し政局の安定を講じて、もつて強固な政党内閣の組織に便ならしめるは、急務中の急務であると認める。ただ一回の選挙の経験のみにより憲法付属の法典の改正を企てるの軽率なるを論ずる者もあるようであるが、過ぐる選挙後の政局不安定は、要するにその結果ではないか。かくのごとき状態を長く続けることは国家のために不利であると思う。

四 欠員の生じたたびごとに補欠選挙を行うことに改めたい。選挙区制を改める以上、議員の欠員を生じた場合に、その地方人をして代表者なしにしておくがごときは避けなければならない。補欠選挙の執行も比較的容易になるのである。

床次の説明が終わると、ここで尾崎行雄は議事進行の発言を求めた。尾崎の三時間にわたる発言の要旨は次のとおり。

憲政を重んずるならば、速やかに本案を撤回せよ。

会期の三分の二以上を過ぎた今日、憲法付属の法律改正を企てたについては、緊急やむを得ざる事情がなければならぬが、その根拠について何ら説明がない。かかる法律は一応撤回して次の会期の初めに提出するのが当然である。また、さらに憲法付属の法律である以上は、枢密院等に対しても特別に審議の期間を与え、その承諾を得て提出するのが普通の順序で、かかる重大法案を軽率に取り扱うがときは、憲法發布に際し下し賜った明治大帝の詔書の御趣旨にも反するのみならず、政府は枢密院を邪魔物にしこれを忌避したというのほかはない。最高機関たる枢密院を忌避してなお総理大臣たるの職務に背かずと考えられるか。床次君は本案をもつて選挙費用を少なくし政情の安定を図るというが、選挙区を小さくすればそれだけ競争を激甚にして費用の多くなることは、従来の例に徴して明らかなところである。

次に小選挙区制とすれば、小党撲滅ができる大政党の対立ができるというも、実際に徴して見るも明らかなどとく、小選挙区制のとき大政党の対立ができなかつたばかりでなく、かえつて大選挙区制のときに大政党が発達したではないか。床次君は政情の安定を力説するも、みずからが一度ならず二度三度政情不安定の原因をつくつておきながら、その不安定の原因を選挙法に転嫁しているのである。それほど政情安定を希望するならば、今直ちに新党の全員を挙げて政友会に入党すればよいではないか。

これを要するに、冷静に国家本位に考えれば、提案の理由は全く消滅する。床次君においても紳士の体面上、殊

に立憲政治を重んずるがために、この案は撤回して、本年の通常議会に政府を説いて正しき手続を踏んで提出すべきである。床次君及び政府の反省を切に希望する。

次いで床次の趣旨弁明に対する質疑に入った。齊藤隆夫の午後六時二十五分から三時間にわたる質疑の要旨は次のとおり。

私は提案者と政府に質問するが、まず、政府は本案に賛成か反対かを聞きたい。選挙法は、言うまでもなく、憲法付属の大法典であつて、その改正は極めて慎重に扱わなければならない。しかるに今度提出された案は、国家の根本を誤り、立憲政治を蠶毒するものである。現行法は大正十四年、政友、憲政、革新の三党が腹蔵ない意見を述べて改正したもので、昨年の選挙の結果は、良好な成績を示している。しかるに単に一回の経験によつて改正することは、何らその理由を認めず、党利党略にとらわれたものと言わなければならない。しかして与党が提出した以上は、政府は知らぬとは言えまい。また必要であるとすれば、政府はなぜみずから提出しなかつたか。かかる大法案は、過去において当時の政府がいざれも全責任を負つて提出している。すなわち第一回は山県有朋内閣、第二回は原敬内閣、第三回は加藤高明内閣である。政府は果たして賛成であるか、反対であるか。賛成ならば、何ゆえに全責任を負つて議会冒頭に出さなかつたか。田中首相の責任ある答弁を求めたい。

次に提案者たる床次君に質問する。改正理由は大体四つである。小選挙区制は費用がかからない、議員と選挙民との関係が密接になる、政界の安定を図ることができる、補欠選挙を行い得る。しかしこれは枝葉末節にすぎない。外国はいざ知らず、我が国の学者はことごとく小選挙区制に反対し、比例代表制を提唱している。申すまでもなく

選挙に最も貴ぶべきは、国民の総意が直ちに反映することである。昨年の選挙の結果がどうであつたか。全国の投票を集めると、民政党は政友会より十一万票多かつたのである。選ばれた議員数は、政友会二一七人、民政党二一六人で、両派の勢力が伯仲している。中選挙区制が比例代表制にも匹敵すべき良好な成績を示していることは、これももつて見てもわかる。中選挙区制がかくも理想に近く行われているにもかかわらず、一回の経験のみで改正するのは、いかなる理由であるか。殊に別表改正において極めて不合理に作用したのは、全国で政友会と新党俱楽部に都合よく区割りしたため、すべては党利党略的に出たものである。

次いで、齊藤は小選挙区制法案の不合理性を指摘する。まず、選挙区制の根本論をひとわたり説明し、選挙法別表の各区を、東京府を振り出しに全国各府県の三百十二の各選挙区について、その単位となつてゐる各市、各郡、各区、各町村の人口を一々挙げ、改正案による区制の組み合わせがいかに不合理であるかを指摘し、その事実について一々党利党略案であることの理由を挙げ、「何ゆえにかかる組み合わせをやつたか、その理由いかん」と質問する。この調子では何時間かかっても質問が終わる気配はない。齊藤質問を翌日に持ち越すほかなく、政友会、新党俱楽部はそれを申し入れ、野党は採決を明日に持ち越すことができるのならば議事引き延ばしの効果はあつたものと判断して質問を打ち切ることに同意し、明日は亀井貫一郎の質問から始めるとなつた。かくて齊藤は、全国各府県各区について質問するところ、十九府県について質疑を終わつたところで三時間余にわたる演説をようやく打ち切つた。

三月十二日

十二日、午後一時二十分開会、冒頭、田淵豊吉（無所属）が議事進行の発言を行つた後、小選挙区制法案に対する龜井貫一郎（無産党）の質疑に入る。途中、元田議長にかわつて清瀬一郎副議長が議長席に着く。三時間に及ぶ龜井の質疑の要旨は次のとおり。

提案者は選挙費用を節減し政界の空氣を廓清し政局の安定を図り補欠選挙を速やかにすることを本改正の理由にしているが、それらの理由だけでは何ゆえこの大法典を改正しなければならないかという理由がわからない。今回の提案は小選挙区制と言われるが、一人区あり三人区あり、決して真の小選挙区制ではない。

龜井は演壇いっぱいに書類を広げて大正八年の小選挙区制と比較し、政友会や新党俱楽部にとつて都合よくつくられたこの区制案は、アメリカのジエリー・マサチューセッツ州知事がトカゲ形の選挙区をデツチ上げてこれを党略に供して以来、党略的区割りをジエリマンダリングと世人に呼ばれているが、今回の床次の提案を「床（どこ）マンダリング」と言つた方がわかりいいだろうと酷評した。龜井は、政友会が野次れば、これ幸いと発言を中止し、引き延ばしにかかり、静まりを待つてまた発言し始める。

区制の改正は、今後「十年間更正せず」と前回の改正法に明記して決めたはずである。それをただ一回の選挙をしただけで変更しようとするのは、余りにも軽率な態度ではないか。

普通選挙の目的は、あらゆる方面的の代表者を議会に送る、言いかえれば、少数者の意見を代表させる機会をつくることにある。しかるに小選挙区制は少数意見を議会に入れさせない制度である。我々勤労無産階級の議会進出の機会は奪われる。議会に意見が入れられない少数者は、勢いのおもむくところ、暴力行為の横行となる。少数意見をも議会に入れて国民をして議会政治に期待を持たせるのが政治の妙味というものである。

中選挙区制の下では選挙費用が余計かかると言われるが、選挙費用は法定されている。法定額を超えて使用した者は処罰されることになっている。しかるに提案者の説明では、この制限が空文になつていてと言わんばかりである。これでは一国の司法権に重大な侮辱を加えることになる。

中選挙区制の下では候補者と選挙民との間に密接な関係が維持できないと言われるが、政党と選挙民との関係が密接であればよろしい。何も個人対個人の関係を密接にする必要はない。

政局の安定を求められたが、現在政局の不安定の最大原因は床次君その一党のあいまいな態度こそ問題ではないか。二大政党制が政局安定の基礎と言われるが、決して正しい見方ではない。

亀井はこのように述べ、社会進化の唯物論的解釈から政党論に移り、次いで労働運動の変遷史を説き、これらの諸問題と選挙権拡張の関係を述べ、解散を求めた。

かくのごとく少数意見の反映を防げるがごとき選挙法は、明らかに勤労階級の議会進出を阻み、議会否認の思想を激成させるものである。政府はこの重要な重要法案が提出された以上、率先して衆議院を解散すべきではないか。この質問に対して、秦豊助（政友会）は提案者を代表して、「ただいまの質問は学理に偏したもののが大部分だから、答弁の必要を認めない。普選と選挙区制が不可分の関係にあるとは思わない。大選挙区制であっても大隅内閣のときのように選挙干渉が行わたることがある。小選挙区制だから干渉が行われるとは限らない。比例代表制は実際問題とは隔たつた理論の問題だから意見の相違として聞いておく。」と簡単に答弁した。

亀井の質疑が終わると、二つの動議が提出された。すなわち原惣兵衛（政友会）の「本案に対する質疑をこの程度

で終局し、本案を議長指名二十七名の委員に付託すべし」との動議と、武富済（民政党）の「本案に対する質疑を来る十四日まで延期すべし」との動議である。

清瀬副議長は、「先例によれば、延会の動議は質疑終局の動議より先に議題とすることになっている。武富の動議を議題とする」と宣告し、亀井の再質問ありとの抗議を退けて武富に動議の説明を求めた。武富は、動議提出の趣旨説明に名をかりて五時間半に及ぶ議事引き延ばしのための演説を始めた。

本案は、実に憲法付属の大法典で、我らは最も慎重な態度でこれを審議しなければならない。しかるに何ごとぞ、今、突如として議員の発言権を奪う動議を提出して議員としての責務を無視しようとしている。本案の内容に関してはいまだ疑義はたくさん残され、我が党の質問通告者は四十一人を残している。質問打ち切りとはもつてのほかである。さらに、我らの最も聞こうと欲するところは、本案を急遽提出する必要がどこにあるかということである。会期も終わろうとする今日、本案を提出したのは、到底通過しないものと見越して出したのであるか。しからば愚も甚だしい。さらに通過させる見込みありと考へて出したとすれば、乱暴至極のことである。田中首相が本案の緊急上程に同意したという点についても大いに疑わしい。

案するに、首相は枢密院を恐れたのであろう。ねずみの猫を恐れるがごとしことと言おうか、實に卑怯千万なやり方である。提案者においてみだりに職権を乱用し、法律をもてあそぶものと言われても仕方あるまい。政府は本案提出によつて解散をやるかのように野党を恐れしめる卑劣な手段にしようとしているとも聞く。満身創痍、ようやくその残骸を保つにすぎない政府、その政府の策になんて恐れるものか。

さらに、提案者は選挙法全体についていかなる抱負を持つてゐるか。また各選挙区についていかなる根拠により

決めたものであるか、あるいは本案の最初の発表と本案の内容の異なる点、その他疑義は実に山積している。ゆえに、我らは本案の重大な案件たるにかんがみ、慎重審議の必要があると認めて審議を継続すべしとの動議を提案するゆえんである。

武富の動議に対する趣旨説明が二時間経過したところで、清瀬副議長はしびれを切らせて、「あと、どのくらい時間がかかるか」と聞いた後、夕食のため休憩を宣した。一時間休憩の後、午後八時五分再開。武富は、動議の説明の続きとして、今度は矛先を小選挙区制法案の別表に向けて、昨日の斎藤の説明が途中で打ち切られたのを補足する形で、各選挙区の不合理性を一つ一つ指摘し三時間半経つたところ、清瀬副議長は武富の動議の説明はもはやその範囲を超える、討議にわたるものと認め、発言を禁止した。

かくて武富は、十一時三十分、五時間半にわたる質疑を終わった。⁽⁸⁾

この間、工藤（民政党）から議事進行に関する発言要求、原夫次郎（民政党）、一松定吉（民政党）から武富の動議に対する賛成演説の発言要求、無産党から小選挙区制法案撤回の動議、原惣兵衛（政友会）から「本案を委員に付託するまで現に提出してある動議及び将来提出せらるべき動議その他一切の動議並びに議事進行その他一切の発言を禁じ直ちに討論を用いずして本案を議長指名二十七名の委員に付託すべし」との動議が提出されるなど、動議合戦は激しく、各党の議場交渉係が議長席に動議を提出するため入れかわり立ちかわり登壇する姿が目立った。清瀬副議長は原惣兵衛の動議を先決問題と認め、原に動議の説明を許した。清瀬副議長は、時刻の切迫を理由に、その採決を翌日に延期した。武富提出の動議の採決もまた後に延期された。散会は十一時四十二分。

政友会は、会議の状況から、清瀬副議長が野党と通謀して議事妨害を援助しているのではないかと判断し、清瀬副議長を非難、副議長不信任案提出の構えまで見せた。

三月十三日

十三日、午後一時十八分開会、清瀬副議長は、昨日宣告したとおり、原惣兵衛提出の「本案の委員付託まで現に提出してある動議及び将来提出せらるべき動議その他一切の動議並びに議事進行その他一切の発言を禁じ直ちに討論を用いずして本案を議長指名二十七名の委員に付託すべし」との動議を問題にするとともに、原が、この動議に追加して、右の動議に対しても討議を用いずして直ちに採決せられたいと要求したため、この動議を討論を用いずして採決すべきかどうかについて院議で決すべく、清瀬副議長は起立によつて採決したところ、民政党から異議があつたので、記名採決にすべく記名投票に入つた。議員から記名採決の要求ある場合は記名投票によらなければならぬ。投票総数三四二、賛成（政友会側）一一七、反対（民政党側）一二五で動議は可決された。次に原提出の動議の前段について採決に入り、二二五対一三八で可決、発言禁止は認められることになつた。次いで武富の本案審議を十四日まで延期すべしとする動議を一四二対一二九で否決、さらに原提出の動議の後段「議長指名二十七名の委員に付託すべし」との動議を二三一対一四五で可決、かくて小選挙区制法案の審議は委員会に場を移して行われることになつた。

委員は、政友会一三人、民政党一〇人、新党俱楽部二人、第一控室二人、委員長には政友会の粕谷義三が選ばれた。

三月十四日、元田議長の辞任に伴う議長選挙が行われ、川原茂輔（政友会）が選出された。

委員会審議

委員会では、十五日から十八日まで、提案者側と野党との間で熱心な質疑応答が繰り返され、すこぶる活気を呈したが、その主な内容は次のとおり。（三月十九日東京朝日新聞）

小選挙区制法案の是非に関する原則論

一 代議政治の理想はできるだけ多数の国民の意思を国政に反映させることでなければならぬ。しかるに小選挙区制になれば、いわゆる死票の数が増加して少数意見は葬り去られることになる。普選の実施によつて拡張された選挙権が選挙方法の悪いために有効に議会に反映することのできない結果となることは、普選の精神を根本的に破壊するものである。この論調に対し提案者は次のように考える。小選挙区制の下においていわゆる死票が幾分増加することは認めるが、比例代表制を現在採用し得ない我が国情においては避けがたきものとしてあきらめるほかはない。しかして選挙権の拡張と選挙方法とは全然別個の観念であるから、小選挙区制が普選の精神を没却するものであるというようなことは反対の宣伝にすぎない。

二 小選挙区制は小党、殊に無産党の議会進出を防圧するという論調に対し、提案者は、政党の消長は政策に対する国民の信任いかんにあるから、区制の別によつて特定政党の勢力がそがれることはないと弁明する。

三 小選挙区制は選挙費用を節約し得るというが、法定選挙費用額は小選挙区制になつても少しも変わりはない。法定外の費用に至つては、競争が激烈になる結果として、かえつて小選挙区制の方が買収等によつて費用がかかるという論調に対して、提案者は、無競争区が多くなる点と、区域の縮小による自動車代、推薦状代等の減少を挙げる。

四 小選挙区制は選挙干渉、買収を便利にして、結局、時の政府党常勝の結果を来すものである。これに関しては、提案者は意見の相違であると答えるにとどまる。

五 小選挙区制にすれば、政局が安定するというが、政局安定の意味が明らかでない。もし衆議院に絶対多数党をつくるということが政局安定であり、しかも小選挙区制においては政府党が常に勝つとすれば、それは憲政の発展上、由々しき大問題である。提案者はこれについても明確な答弁をしない。

区制の組み合わせに対する議論

一 議員一人当たりの人口基準を十二万七千とした点には何らの数字的根拠がない。現行法どおり基準人口を十二万として定員を増加することが当然ではないか。

二 基準人口を十二万七千としても府県の定員割当にはこの原則を破壊するものが相当にあるではないか。

三 各区制の組み合わせに至つては矛盾不合理の連続である。その著しき例は大阪府第八区、第九区、広島県第二区等で、基準人口十二万七千に対して、理想的の一人区であるにかかわらず、わざわざ合わせて二人区としている。それらはいざれも政友会の党略上、何らの理由ないにかかわらず勝手な組み合わせを行つたものと断ぜざるを得ない。

右区制の人口原則並びに区制の組み合わせに関しては、提案者はほとんど答弁に窮した感がある。

十九日、委員会は本案を採決した。しかし、本会議上程は、野党要求どおりに、明日に延ばされた。委員会採決に当たつて、両党の間で妥協ができた。(1)法案は十九日に委員会採決、二十日に本会議に上程すること

と、冒頭、討議を行うこと、(2)本会議上程まで民政党は議事進行その他一切の発言をしないこと、(3)二十一日の祭日は休むこと。

三月二十日

二十日の本会議では、午後一時五十分開会、小選挙区制法案は第一読会（続）に上程された。冒頭、新任の川原茂輔議長は、各派交渉会の決定どおりに議事を進めることが、各派の交渉係以外は登壇しないことを希望すると発言し、一々各派の交渉係を読み上げた。予定どおり会議は進行するかに見えたが、議長が、議事に入るに先立ち、原惣兵衛（政友会）から提出された「反対党の三十分間以上にわたる発言禁止の動議」を読み上げようとすると、民政党的交渉係は議長席に押しかけて抗議、動議の優先順序について意見が分かれ、政友会の交渉係との間に乱闘が始まつた。混乱のうちに二時二十四分休憩。

この原惣兵衛提出の発言禁止動議の内容は次のとおり。

床次提出の衆議院議員選挙法改正案を議了するまで、委員長報告、討論、討論終局の動議、直ちに第二読会又は第三読会を開くの動議、記名投票の要求、可否決の宣告に対する異議申し立ての外議員の一切の発言を許さず。本案に対する討論は発言者ごとに三十分以内に限ること。修正案の提出は第二読会の開会と同時に直ちに提出しその趣旨弁明を省略すること。修正案数個あるときはこれを一括して採決すること。但し修正案中原案と同一箇所あるときは原案につき採決すべきによりその点を除くこと。以上の動議はすべての動議の先決問題にして、かつその性質上、討論を用いらずして採決すべき動議なるをもつて直ちに討論を用いらずして採決せられだし。

休憩中に交渉係の間で協議するが、決裂のまま、四時十六分開会、原は動議の説明に入るが、その間、民政党議員は多数登壇してこれを妨害する。与野党間での乱闘の間に、四時三十二分休憩。八時三十六分開会、騒擾のまま八時四十九分休憩、十時四十八分開会、騒擾のため十一時十六分休憩、十一時四十分開会、議長は明日本会議を開くことを告げて延会を宣告した。

議場における暴力沙汰にかんがみ、政友会は民政党暴行議員四十五人を告発した。告発理由「被告発人らは暴行脅迫をもつて議長及び演説者並びに守衛の職務の執行を妨害したるものにして、この行為は刑法第九十五条に該当し、しかも彼らの行動は議院政治を破壊するものにして、その情状重きをもつて至急嚴重御処罰相成度く憲政擁護のため告発に及び候也」

民政党は言論圧迫が騒擾を激発したとの声明を発表した。

一 本日、衆議院議員選挙法改正案を議するに当たり、政友会は、劈頭動議を提出し発言を禁止し討論を三十分以内に限り修正案は趣旨説明を許さず、また全部の修正案を一括して採決すべしとの暴戾なる発案をなしたるは、これ言論の府たる衆議院の機能を無視し、立憲政治の根底を破壊する憲法違反の行動にしてその罪断じて許すべらず。

二 休憩後第二回の会議を開始するに当たり、議長は未だ開会を宣せざるに先立ち政友会議員原惣兵衛君が議長の許可を待たずしてみだりに演壇に登り前記暴戾なる言論圧迫の動議を説明せんとしたるがため議場を空前の混乱状態に陥れ、ついには收拾すべからざる騒擾を惹起したり。これ全く川原議長及び政友会の責任にして吾人は極力その不法を糾弾せざるべからず。

三 我が党は前記の暴戾なる政友会の動議に先立ち右のごとき言論封鎖の動議は本案のごとき憲法付属の重大なる

法案審議前においては一切提出すべからずとの先決動議を提出したるにかかわらず、川原議長は政友会と通謀して右先決の動議を議題に供することを拒絶したるがため、議場の騒擾を激発したるは、これ実に政友会及び川原議長の暴戾に起因するものなり。

四 かくのごとき事態を黙過するにおいては帝国の欽定憲法は全く政友会の蹂躪に委するものにして、全国同胞の断じて許さざるところ、吾人は友党と提携して、ここに憲法擁護のため憤然決起せざるべからず。

無産党を初め小会派も、議場混乱の責任を与党に帰し、言論封鎖の動議はクーデターに等しいとの声明を発した。

これに対する政友会の声明は次のとおり。

民政党並びに無産党方面から発表したる声明書によると、昨日の議場における大混乱は政友会にその責任あり、すなわち本案審議の劈頭、動議を提出して言論を封鎖するがごとき態度をとつたがために、かかる大紛擾を惹起したのであるとなしているが、これは全く事情を転倒したる議論である。けだし本案提出から委員付託に至るまでの議場の光景を考え、並びに、委員会における質疑応答の実況を知っている者から判断すれば、政友会がかかる動議を提出したことは万やむを得ない処置であるということを了解せらるると思う。

すなわち本会議における武富済君の六時間にわたる無意義な演説、齊藤隆夫君の三時間にわたる質問並びに無産党の龜井貫一郎君の三時間にわたる質問、しかして委員会において原夫次郎君が民政党的討議に基づかざる個人の修正案を提出し、徒らに時間を空費する等あらゆる手段をもつて、本案の審議を遅延せしめんとしたのであるから、この場合において、我が党として本案の審議につき必要な言論を除く外無意味なる・かつ議事妨害の言論を封鎖するは全く当然なことである。

しかるに反対党はこの動議の内容を逆用し曲解して与党が多数を擁して必要なる言論を封鎖せるがごとき宣伝をなすは、我が党を誣（しい）るも甚だしいと言わねばならぬ。我が党は、前後の事情から判断し立憲政治の正しき運用をなすという点から考えて、現にとりつある手段は真に目下の事情においてやむを得ざる処置であると信ずるがゆえに、民政党その他の反対党の深き反省なき限り既定方針に向かつて進むほかはない。

殊に小選挙区制は普選の精神を蹂躪するというがごとき言論は聞くに堪えざる暴論である。すなわち選挙区制と選挙権とは直接関係なき別個の観念に基づくものであり、かつ普選においては小選挙区制によるか、しからずんば大選挙区比例代表制によるか、二者その一を選ぶものであることは、世界の識者及び実際家の通論である。その取捨は一つに国情によりてこれを判断するものであつて、尾崎氏を初め多数の識者がこの原理を知悉しながら故意に一般民衆を煽動しつつあるは、帝国憲政のため慨嘆に堪えない。我が党はこの方針において正を踏んで恐れず勇往邁進、もつて我が憲法の擁護の実を挙げねばならぬ。

清瀬副議長は、第三回目の休憩中、議長から民政党との折衝を依頼され、その折衝中に議長が開会したのは議長の背信行為であると川原議長の議事進行の仕方に異論を唱えた。

三月二十一日

二十一日午後一時十分、皇靈祭を押して本会議は開会された。直ちに一時十一分休憩。与野党協議して、午後八時に再開。日程に入るに先立ち、川原議長は原夫次郎（民政党）提出の動議、栗原彦三郎（民政党）提出の懲罰動議、及び、大竹貫一（革新党）提出の修正案、龜井貫一郎（無産党）提出の修正案は、いづれも撤回されたことを報告し

て、さらに原惣兵衛（政友会）提出の動議の撤回を許可した後、小選挙区制法案の第一読会（続）に入り、粕谷委員長の報告を聞き、引き続いて第二読会を開いて、民政党、政友会、無産党、新党俱楽部からそれぞれ賛否の討論を聞き、委員長報告のとおり可決して第二読会を終了し、さらに原惣兵衛（政友会）提出の「明日第三読会を開くべし」との動議を可決して、十一時八分、散会した。

三月二十二日

二十二日、午後一時十五分、本会議を開いて第三読会を開き、起立多数により小選挙区制法案は原案どおり可決された。

本案は、貴族院に送付されたが、一人の質問を行つたのみで、会期切れのため審議末了に終わつた。

(4) 三月十日東京日日新聞 同紙は「図にあたつた議会新戦術」と題して、その状況を次のように報じた。「この戦術には政友会も相当閉口したと見えて『早く焼香しろ』などと叫ぶが、一向堂々めぐりがはからない。元田議長がもう済んだと思って『投票漏れはありませんか』といへば『まだある、まだある』とノソリノソリまた民政議員が出てくるという工合で、一つの採決に一時間以上もかかり、この新戦術で再度の休憩まで堂々めぐりばかりしていたのは滑稽とも笑止ともいふべく、民政側の議事引き延ばしはまんまと図に当たつた形である。」

(5) 議長不信任案「衆議院は議長を信任せず。理由 議長は、その職務の執行上、不公平の処置少なからず、これに加うるに議事整理の能力なし。これが本案を提出するゆえんである。」

(6) 三月十四日、東京日日新聞は「演壇からコロコロと珍風景代議士の雨」と題して乱闘の壮絶さを次のように報じた。「守衛長の率いる一隊は壇の下に二列の人垣をつくり議員を一步も演壇に近づけまいと議会始まつて以来の珍風景を演ずる。これを見た民政党の村松代議士は守衛の垣はけしからぬと壇下で怒号すると、これをきっかけに低迷していた

険悪な空気はついに爆発、議会始まつて以来の大混乱大乱戦は約三十分にわたつて演ぜられた。まず、猛りたつた議員が政民双方から演壇目がけて駆け上がり、守衛と小ぜり合い中、漸く議長が出席したので、これを目がけて数十名の議員が波のごとく押し寄せ、もみにもんで、なぐる、ける、胸ぐらをつかむ、怒号する日比谷座恒例劇にしては少しく深刻過ぎた場面となり、その間、政友会の藤井代議士は民政の臼田久内氏をつきとばすと、臼田氏はもんどり打つて落ちる。すると、友人の仇とばかり戸沢代議士が藤井氏をつきとばす。また駆け上がつた青木（政）代議士が戸沢氏をつきとばす。ついで民政の山崎伝之助氏は横つらをなぐる。…」

(7) 「右議員はみだりに壇上に上がり、議長の降壇命令にも従わず、壇上において騒擾を極め、議事進行を妨げ、公務執行妨害した。しかも振鈴の制止は絶対遵守せざるべからざることを先般、各派交渉会で改めて決めたところである。右議員は依然として騒擾を続け、振鈴の神聖を冒瀆したことは黙過できない。」

(8) 田中義一伝（昭和三十年）下巻にも五時間半とある。政友会の「声明」（前述）などに六時間説もあるが、それは誇張したものであつて、筆者の計算では五時間半ぐらいが正確なところであろう。

三 議事妨害を支える条件

I 議事妨害の手段

かなり詳細に述べた以上の審議経過から、小選挙区制定法をめぐる与野党攻防の手段には次のものが用いられたことがわかる。

与党が議事促進のためにとつた手段は、法案の緊急上程、発言の制限、討論を行はずに行う採決、登壇阻止のための守衛による人垣設置である。人垣設置は野党の非合法手段に対する与党の対抗策としてとられた。

これに対して、野党がとつた議事妨害の手段のうち合法的なものは、質疑者の多数擁立、修正案の提出、先決動議の提出（法案撤回、懲罰、議長不信任、議事進行の発言、法案審議の延期、定足数確認要求）、記名投票の要求、投票におけるいわゆる「牛歩」、長時間演説、及び、非合法手段としては、壇上での抗議のための実力行使、議場閉鎖の際の妨害である。

II 議事妨害の正当性

議事妨害及びそれに伴う実力行使によつて生じた乱闘は、議会の権威を失わせ、国民の議会に対する信頼を著しく傷つけた。その責任は誰が負うべきなのか。政党や議員、特に議事妨害に実力行使までして死力を尽くして抵抗した野党や野党議員は、大いに責められるべきはずであつたにもかかわらず、不思議にも寛大に扱われ、その責任は問われずに済んだのである。それはなぜか。

馬場恒吾が言われるよう、「騒ぎの主体は野党である。平生ならば、議会を暴力化することは全社会の非難を受けるのであるが、今回だけは民政党の騒ぐのをとがめる気にはなれないと言わた。政府が余りにも理不尽な案を強硬突破しようとしたがゆえに、世人は野党の暴力沙汰を許す気持ちになつたのであろう」。

このように野党が責任を免除されたのは、「政府が余りにも理不尽な案を強硬突破しようとしたがゆえ」であり、美濃部達吉教授の言葉を借りれば、小選挙区制法案の提出が甚だしく「正義感情に反する」⁽¹⁰⁾からである。

この美濃部教授の言われる小選挙区制法案の「正義感情に反する」点は、法案の内容と提出の手続の両方にあつた。

1 手続的には、政府党の主張にもかかわらず、政府案として提出せず、議員の名をもつてこれを提出させたの

は、もし政府案として提出すれば、樞密院に諮詢せられることを要し、しかして樞密院の同意を得ることが困難であるために、その諮問を避けるためにした痕跡が著しいこと。

2 現行法は憲政会、政友会、革新俱楽部の三派一致によつて制定されたもので、それはただ一回実行されたにとどまり、しかも法律自身にも十年間は別表を改正しないことを明言しているにもかかわらず、今にわかにこれを改正しようとするのは、党利のために法律を蹂躪するものであること。

3 内容的には、小選挙区制に改めると称しながら、一区一人または三人を選出するものとした区が甚だ多く、しかしてそれらは一に自党の利益のためにしたものであることが明瞭であること。⁽¹⁾

床次の小選挙区制法案の提出がいかに性急であつたかについては、同じく原敬の小選挙区制法案のときと比較してみると、その事情がよくわかる。小選挙区制は原の宿案であつた。原は、第二次西園寺内閣の内相のとき、第十八回議会（明治四十四年十二月～翌年三月）に小選挙区制法案を提出したことを初めとし、その後実に七年を経て、総理大臣になつたとき、第四十一回議会（大正七年十二月～翌年三月）においてこれを実現した。その際、衆議院では憲政会と国民党が大選挙区制を固執したが、中立派が政友会の小選挙区制に同調した。貴族院は、政党の興隆よりもむしろ社会主義政党の興ることを恐れて大選挙区制を嫌い、小選挙区制に賛成した。元樞密院顧問官であり、樞密院に隠然たる勢力を有する山県有朋もまた小選挙区制に同意した。大正六年四月二日、原が山県を訪問した際の日記に、「余は一般に民主主義に傾く内情ある事を告げ、選挙法を改正して小選挙区となすは其弊害の大部分を除くものなる事を説きたるに、山県は其改正には賛成なる事を云へり」とある。七年間に、小選挙区制反対勢力は徐々に弱められ、孤立化されていった。原の小選挙区制法案は、床次の四面楚歌の中で唐突に提出された小選挙区制法

案とは全く違った状況の中で成立したものである。

要するに、余りにも与党の党利党略に過ぎることのために、野党は本来、野党に帰せられるべき責任を免れたのである。その党利党略振りは、次のような各方面の態度がそれを裏づけている。

III 議長

一 不手際

i 三月九日、政友会の原惣兵衛が提出した日程変更の動議可決の後、床次竹二郎の小選挙区制法案の趣旨弁明に入るに先立つて、「本案の趣旨弁明は許さず撤回すべし」との動議が提出されたとき、元田議長は先決動議であるにもかかわらず、これを取り上げなかつた。一説によると、その動議は、書記官長の机の上で置きざりにされて、議長に無視されたと言われる。⁽¹³⁾

ii 同じく三月九日、原惣兵衛は、懲罰動議提出の際、これに加えて「本案の趣旨弁明、委員付託の動議、質疑もしくは討論終局の動議の外、一切の発言を許さず」との動議もあわせて提出した。動議の提出は床次の発言中であり、先例によると、発言中は懲罰以外の動議の提出は認められなかつたはずである。しかし議長はこれを許した。

iii 同じく三月九日、議長不信任案が提出されたにもかかわらず議長をこれを取り上げなかつた。

iv 同じく三月九日、休憩後の再開に際して、開会の振鈴の鳴る前に、議長は、野党議員が登壇し議事妨害するのをあらかじめ排除すべく、演壇への階段の上がり口に守衛を整列させて人垣をつくり、民政党的虚について一矢千里に小選挙区制法案を通過させようとする政友会の作戦に加担した。それは、あたかも議長が民政党に対

して宣戦布告したかの感を与え、極度に興奮した民政党議員を守衛に向かつて突進させる動機となつた。

二 少数者保護

議場の暴力沙汰による混乱は、元田議長または川原議長の主宰のときに生じ、これにかわる清瀬副議長主宰のときには混乱が起きてないことが注目される。清瀬は、第五十五回議会において、わずか三人という小会派の革新党に所属し、野党から推されて決選投票の末、副議長に就任している。⁽¹⁴⁾

清瀬副議長に対しても、「連日の議事遅滞は暗に民政党と通謀して議事妨害を援助している」との理由で、与党から不信任案の提出の動きがあつたことは既に触れた。このことは、清瀬副議長の議事運営が与党・政友会には野党寄りと映つたことを意味する。清瀬副議長が野党と通謀していたなどとは考えられないが、少なくとも清瀬副議長が、少数者の主張を圧迫してまでして無理に議事を進行させようとする強引な態度に出なかつたことだけは確かである。この事実は議長たるものとのるべき中立的態度について示唆するものがある。清瀬副議長が会議を主宰していなければ、三時間ないし五時間半の長時間演説はどうてい認められなかつたであろう。こうした清瀬の態度は、彼自身かつて長時間演説をした経験と無関係ではなかろう。

戦後の国会にも似たケースがある。昭和四十六年、第六十七回国会、参議院の議長選挙において、河野謙三は、与党自民党に所属しながら、自民党の大部分から支持されず、「野党と結託して」自民党の正式候補の木内四郎を破つて議長に当選した。河野参議院議長は常に「七・三の構え」で議事を運営し、名議長の名をほしいままにした。つまり、野党七、与党三に比重をかけるぐらいの心構えで国会運営に当たると、一般に中立的と見られるというのである。

議場が混乱した際に議事を主宰した二人の議長の場合はどうか。

元田議長は、もともと政友会に所属し、三度副議長、拓殖局総裁、遞信大臣、鉄道大臣などを歴任、議長就任とともに政友会の党籍を離脱したが、当時、七十三歳の高齢で、乱暴狼藉を働く議員たちの統制をとるには不向きなほど体力が弱つており、一年中風邪を引いていたような状態だったとも言われる。前年、議会開会前に既に健康上の理由で辞意を洩らし、政友会から、与党系の議長を失うことは政治的不利益をこうむるから慰留したと伝えられる。⁽¹⁵⁾「元田議長辞任の原因は、与党的理不尽なる態度によりて野党の激昂を甚だしからしめ、ために議場の静肅を期し得ざる点にあつた」⁽¹⁶⁾とも言われる。

川原議長は、政友会創立のときからの生え抜きの党人派としてならし強引さが目立つと言われ、当時、七十二歳で、健康に優れなかつた。党籍を離脱し、議長を旬日務めた後、五月十五日に死去している。川原議長は、元田議長の辞職の経過にかんがみ、「一面、野党の騒擾を取り締まるとともに、与党的態度に対しても、常にある程度の制肘を加えて、あくまで公正に議長の職責を尽くし、もつて議場の秩序と議事の進行を図るべきである」と期待されたが、その「公正な態度において欠くところ」があつたとされる。

振鈴を何回鳴らしても議場が秩序を取り戻し静肅にならなかつたことは、議長の威令が行われず、議長の権威が既に落ちていること、逆に言えば、議員は議長を信頼しなくなつていたことを意味する。以後、鳴らしても役立たない振鈴は用いられなくなり、「鳴らずの振鈴」とされ、これを鳴らすときは議長の首が飛ぶという説まで登場するに至る。

次に、「憲法の番人」としての地位にある権密院の態度について。

小選挙区制法案が両院を通過すれば、政府はこれに同意を与えて実施手続をする。すなわち、選挙法は憲法付属の法典であるため、政府は枢密院に小選挙区制法案を諮詢する。従来、枢密院は特に憲法違反でない限り議会の意思を尊重する建前なので、小選挙区制法案は可決されるものと予想されるが、枢密院は、次のような考え方から貴族院で審議未了になることを内心希望していたと見られる。⁽¹⁸⁾

- i 普選を実施した以上、理想としては、大選挙区制、進んでは比例代表制を採用すべきであり、少数代表を認めない小選挙区制は時代の進運に逆行するものであつて、現行の中選挙区制は理論上は極めて曖昧なものであるが、当時、衆議院の三派が協定の上、立案したものであるから、比較的実際上には適合しているものと認められるわけで、それを一回ぐらいの選挙の結果、政友会にとつては不成績であつたかも知れないが、選挙の全体から見て、特に不都合の点がないのを、しかも会期切迫の際に提案するがごときは、全く党利党略以外の何ものでもなしとの非難を受けても弁明の余地はないであろう。しかしながら、枢密院としては、両院の協賛を経て、政府がこれを承認する以上、重要政策を阻止すべき筋合いでなく、最初の選挙法も小選挙区制であり、その後原内閣時代にも小選挙区制を採用し、いざれも枢密院を通過している前例であれば、これを承認することになるであろう。
- ii 今回の改正案によれば、現行選挙法に、補欠選挙は二人以上の欠員を生じなければ行うことができないものを、一人の欠員を生じ次第、直ちに補欠選挙を行うことにしたのは、原則として一人一区の小選挙区制を採用する以上は、当然の改正であるから、この点は別に問題とはならない。

iii しかして枢密院も、見るところでは、会期の切迫している場合にかかる党利党略のみを本位とする重大案件を貴族院が果たして政府与党の期待するようにすらすらと通過せしむるや、すこぶる疑問であるゆえに、同院において慎重審議を遂げ、できることならば、審議未了となり、枢密院に返付する運びに至らないことを内心希望する。

樞密院の期待どおり、小選挙区制法案は貴族院で審議未了に終わった。

V 貵族院

貴族院では、小選挙区制法案提出の動機が不純であり、かつ党略案であるとの一般的世論を考慮して、反対の空気が強く、衆議院から小選挙区制法案を送付されても、すぐには審議に入らず、三月二十四日、会期最終日の前日に本会議に上程し、選挙法の専門家である藤沢利喜太郎の質疑を行つたのみで審議未了とした。藤沢の質疑は貴族院の意向を代表していたものと思われる。藤沢は次のように述べた。「選挙法は衆議院の多数をつくる重大なものであり、かつ衆議院がこれについて我田引水の立場を離れることができない以上、第三者の公正な審議を必要とする。衆議院の横暴な多数を制裁できるのは実質的には貴族院のみである。ゆえに、我々は、賛否は別にして、本案に対しては最も慎重綿密に審議し、人間として最大限度における公正な判断を下さなければならない。これは貴族院の使命である。選挙法については、衆議院のことだから貴族院は衆議院の通過した案をうのみにするべきとの主張もあるが、これは間違いで、貴族院で否決し去った例もある。」

言論界は貴族院に期待した。「衆議院の多数党が不自然の多数であり、偽造の多数によつて構成せらるる以上、貴族院が衆議院にかわり民意のあるところを行動の上に移すことは、むしろ二院制度の妙諦を発揮するゆえんで

ある⁽¹⁹⁾。貴族院はこのような新聞論調及び民意に背かないことを期し、小選挙区制法案を審議未了・廃案にし、世論の一一致した支持を受けた。大正デモクラシーの興隆及び普選法成立以来、貴族院は、とかく国民代表機関としての衆議院及び民意に逆らう邪魔物として扱われてきたにもかかわらず、小選挙区制法案を審議未了にしたとき、珍しく貴族院の妙用發揮とか、二院の本義が初めて実現された⁽²⁰⁾と祝辞を受けたのであり、この実態は、世間の人気がいかに政府から離れていたかを証明する。

VI 天皇

天皇も小選挙区制法案に対して危惧の念を持たれていたようである。田中首相が、小選挙区制にする理由を、政局安定、二大政党主義に求めたのに対しして、天皇と田中首相との間に次の二問一答が交わされた。それは天皇の危惧の一部をあらわしているものと思われる。「一流ノ人物ノ落選ヲ見ルカ如キ虞レナキヤトノ御下問ニ対シテハ無シト奏答ス」「投票ノ効果ヲ減殺スルノ結果、無産党ノ如キモノノ代表ヲ阻ミ之ヲシテ竟ニ直接行道ヲ執ラシムルニ至ルノ虞レナキヤトノ御下問ニ対シテ、都會ノ選挙区ニ於テハ多少ノ代表見ルニ至ルヘクスカル憂ナシト奏答ス」「比例代表ノ制ヲ行フノ意ナキヤトノ御下問ニ対シテハ其ノ意ナキ旨ヲ奏答シタリ」。

VII 内務省

選挙法の所管官庁である内務省の態度について。

三月九日東京日日新聞には、「内務省興からず」との見出しで、「御本尊であるべき秋田内務副大臣がその相談に除外されて自分の選挙区をメチャクチャにされたといつてどなり込んだというようなこともあつたそうで、望月内相をはじめ内務当局は一向相手にされないとこも面白い。」とあり、内務省が床次の小選挙区制法案の提出には関

与しなかつたことをうかがわせる。しかし小選挙区制法案が両院を通過すれば、内務省がこれを実施せざるを得ないことは言うまでもない。

VIII 学者

学者の意見は、小選挙区制法案反対の点ではほぼ一致している。

政友会内部においてもこの提案を意外とし、その時期にあらずと考えた者も少なくないし、彼らは政友会に対し「除外例」を認めよと主張した。当時、政友会の領袖の一人であり、貴族院議員の前文部大臣水野鍊太郎は、「國家学会雑誌」昭和三年三月号で、昭和三年二月実施の普選第一回の総選挙の結果、少数党に不利益であつたとは思われないし、わずか一回でその利害得失を研究するには不十分であるとして、小選挙区還元論に反対している。同趣旨は、森口繁治「小選挙区制の提案を評す」（「改造」昭和四年四月号）、吉野作造「議事妨害論」（「中央公論」昭和四年五月号）、吉野作造「最近の政界に於ける上下両院の功罪」（「中央公論」昭和四年四月号）、美濃部達吉「議会に於ける議事進行妨害」（「法学協会雑誌」昭和四年六月号）などにもある。これらの事情は、多くの学者たちが、今回の提案を唐突であり、案の内容を未熟であると考えていたことを推測させるに十分である。

IX 言論界

小選挙区制還元論に対して言論機関はこぞつて反対した。提案するとの報道があつた後の各新聞は、社説において、それぞれ反対の論説を掲げた。例えば三月六日の東京日日新聞「醜陋なる党略、小選挙区案を排す」、三月六日の報知新聞「敵本主義の小選挙区制案」、三月十日の東京日日新聞「貴族院を頼むのみ 衆議院態度喪失」、三月十日の東京朝日新聞「選挙法案と党略」、三月十二日の東京朝日新聞「床次君の還元案説明 政治的陰謀の暴露」、三

月十二日時事新報「不当不理なる小選挙区制案」、三月十二日の東京日日新聞「わが政界の癌 床次氏の存在」、三月十三日報知新聞「無理押の教訓」、三月十五日の大阪毎日新聞「衆議院で握潰せ 区制還元案」、三月二十日の法律新聞「天下を愚にせる小選挙区制の提案」、三月二十三日の東京日日新聞「普選改悪案を葬れ 貴族院に望む」など。これらの論調から、言論界では一致して、小選挙区制法案を世論無視の提案であると考えていたと判断して間違いない。

X 国民運動

世論を無視した議会活動に対しても、国民の反対運動の盛り上がりが見られるものである。三月九日、全野党一致の普選擁護同盟が結成された。これは、院内の民政党的川崎克と中野正剛、無所属の尾崎行雄、革新党的大竹貢一、無産党的鈴木文治ら議員有志が主唱し、院外からは三宅雄二郎、須崎獻堂、丸山鶴吉、小村俊三郎らが参加し、吉野作造、小野塚喜平次、菊地寛、新渡戸稻造も賛意を表明したことが知られ、インテリ、ジャーナリスト層への支持の広がりの一端をうかがうことができる。⁽²²⁾

その結成趣旨「田中内閣によつて普選の精神が蹂躪されている。すなわち昨年の総選挙には未曾有の干渉圧迫を加えたのみならず、特別議会の前後より金力と権力と暴力をもつて議員の抱き込みをなし、さらに今度は暴戾なる小選挙区制を設け立法によつて普選を毒殺せんとしている。これは憲法政治発達のため断じて許すべきでないから、民政党をはじめ反政府の各会派は一致して小選挙区制案の通過を阻止すべく、これがため院外における普選獲得運動当時の諸団体と呼応して国民的示威運動を起こさなければならない」。⁽²³⁾

与党は、これに対抗して、小選挙区擁護連盟や区制案賛成白票懇親会をつくつた。⁽²⁴⁾

むすび

床次の小選挙区制法案に関して見られた政友会と新党俱楽部の余りにも露骨な党利党略振りは、民政党を初めとする野党の合法的な議事妨害戦術を正当づけたのみならず、非合法的な議事妨害戦術にも、やむを得ないものとして多くの人々の同情を寄せさせた。

議会に提案された法律案に対しては、世論がこぞつて反対する場合、議会はよほど慎重でなければならない。これは議会政治の鉄則である。議会政治は「頭をたたき割るかわりに頭数を数える」数の政治であるが、議会の多数者が数にものをいわせて、世論がこぞつて反対する法律案の成立を無理に强行しようとすれば、少数者の議事妨害に正当性が認められる。このことを示す典型的な例が床次の小選挙区制法案の廃案に至る経過であり、その中に、議事妨害が正当化され、国民に支持されるための条件が潜んでいるように思われる。

- (9) 「改造」昭和四年四月号
- (10) 美濃部亮吉「現代憲政評論」三五〇頁
- (11) 前掲書 三五〇頁
- (12) 原敬日記⑦乾元社
- (13) 昭和四年三月十日東京朝日新聞
- (14) 同三月十三日東京日日新聞
- (15) 昭和三年十二月二二日東京朝日新聞

(16) 昭和四年三月二十一日東京日日新聞社説

同三月二十一日東京日日新聞社説

同三月九日東京日日新聞夕刊

「普選改悪案を葬れ 貴族院に望む」同三月二十三日東京日日新聞社説

同三月二十九日東京朝日新聞

山室建徳「政党内閣期の合法無産政党」(「社会科学研究」三八巻二号所収)、同三月十九日報知新聞

同三月十四日東京朝日新聞

同三月十四日、三月二十四日東京日日新聞